

消地協第67号
消教推第140号
令和4年3月25日

都道府県消費者行政担当部局 御中

消費者庁地方協力課
消費者教育推進課

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定について

平素から、消費者行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)」を受け、以下のとおり通知いたします。

1. 地方版消費者基本計画の位置付けについて

地方版消費者基本計画の策定を地方消費者行政強化作戦2020の政策目標として掲げているところ、

- ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととしました。(措置済み)
- ・引き続き、消費者庁では、地方公共団体における計画的・安定的な取組を期待する観点から、地方版消費者基本計画の策定を政策目標に掲げますが、地方消費者行政強化作戦2020にも記載のとおり、地方消費者行政は自治事務であるため、地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によります。

2. 地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定について

地方版消費者基本計画の策定に当たっては、都道府県消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第1項)又は市町村消費者教育推進計画(同条第2項)と一体のものとして策定することも可能です。

今後地方版消費者基本計画等を策定する際には御留意いただくとともに、各都道府県におかれては、管内の市区町村にも周知いただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】

地方版消費者基本計画について

担当：地方協力課

電話：03-3507-9174

消費者教育推進計画について

担当：消費者教育推進課

電話：03-3507-9149

(参考1)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【消費者庁】

- (1) 消費者基本法（昭43法78）及び消費者教育の推進に関する法律（平24法61）
 - (i) 地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画（消費者教育の推進に関する法律10条1項及び2項）については、以下の措置を講ずる。
 - ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。
[措置済み（地方消費者行政強化作戦2020政策目標ごとの現状（令和2年度現況調査））]
 - ・地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(参考2)

○消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）（抄）

（都道府県消費者教育推進計画等）

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。